

< いきいきサロン等地域福祉活動応援メニュー >

～誰もが、地域で、安心して、生活するための支え合い活動を応援します～



東御市社会福祉協議会

メニュー	助成額	内容・対象者等
1 茶話会	1人50円	地域の高齢者や障がい者、子ども達の交流を目的に開催する場合 ・7歳未満の乳幼児、及び概ね70歳以上の高齢者を助成対象とします。 ・日帰りの小旅行も可とします。 ・年6回以上の開催を原則としますが、6回未満でも可とします。
2 会食会	1人250円	
3 世代間交流事業の実施	1人50円	①高齢者と子ども（小学生以下）の交流（ゲートボール、茶話会など） ②高齢者世帯へのお便り（ハガキ、切手代など）
4 ミニ福祉新聞の発行	1部10円	サロンの報告や地域福祉についての広報啓発など ※通知やお知らせのみは不可
5 福祉講演・講習会等の開催	1回3,000円以内	福祉講演会等の講師謝礼（年1回程度） ・市や社協が行う出前講座の謝礼は不要です。
6 福祉課題の調査	1戸50円	地域の福祉課題についての意識調査やアンケートを実施した場合
7 福祉施設への訪問	1回2,000円	高齢者、障がい者福祉施設への慰問や視察（年1回程度）
8 高齢者世帯食事サービス	1人250円	食事づくりの困難な75歳以上の高齢者世帯の方へ、手づくりのお弁当などを配食するサービスを行う場合
9 ご近所ふれあい訪問活動	1人50円	外出の機会の少ない高齢者や障がい者の皆さん宅へ、手土産等を持って訪問を行う場合（月1回）

注) 1 区や公民館等の行事は、いきいきサロンの助成対象になりません。

2 1回のいきいきサロンにつき複数の助成は受けられません。

助成金の請求方法については、裏面をご確認下さい。

「サロンに関する問い合わせは… 東御市社会福祉協議会 地域福祉係 TEL 62-4455」

□いきいきサロン助成金の請求について

- ◆ 各支部（区）で計画を立て、福祉運営委員や地域のボランティアが実施したものを助成対象とします。
- ◆ 年間の助成額は1支部10万円限度とします。
- ◆ 随時、請求を受け付けますが、助成金の支払い月は、8月・12月・3月の年3回とします。
- ◆ 請求書の提出は、支払い月の5日までに福祉運営委員長を請求者として提出して下さい。
- ◆ 助成金の振り込みについては、各支部（区）でご指定いただいた口座（1口座）にお振り込みいたします。



ご案内

いきいきサロンの助成金の請求書は東御市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードすることができます。

パソコンで作りたい方、用紙が足りなくて印刷したい方などぜひご利用ください。

URL : <http://www.tomisyakyo.or.jp/> 又は **東御市社協**  で検索

